

令和8年7月31日

令和8年熊本地震に係る 普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和8年熊本地震により被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

熊本県及び同県内10市9町1村(計21団体)

2 繰上げ交付額

616億円

3 日程

令和8年7月31日(金) 交付決定

令和8年8月3日(月) 現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 熊本県は9月定例交付額の50%、市町村は9月定例交付額の70%を交付

自治財政局財政課 渡辺、土屋、山崎
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)

(別紙)

令和8年熊本地震に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

＜熊本県＞ (1県 10市9町1村)

団体名	繰上げ交付額
熊本県	307億3,500万円
熊本市	111億9,000万円
八代市	27億5,600万円
水俣市	9億1,500万円
山鹿市	20億9,200万円
菊池市	11億8,400万円
宇土市	8億3,400万円
上天草市	12億9,500万円
宇城市	17億3,300万円
天草市	35億6,100万円
合志市	6億100万円
美里町	6億100万円
大津町	1億1,900万円
西原村	3億9,600万円
御船町	5億5,500万円
嘉島町	2億2,000万円
益城町	8億9,400万円
甲佐町	4億6,800万円
氷川町	4億8,900万円
芦北町	6億7,500万円
津奈木町	2億8,700万円
合計	616億円

交 付 総 額	616億円
---------	-------